

令和 2 年（2020 年）3 月 16 日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

**学校の臨時休業に伴う新型コロナウイルス感染症に係る障害児  
通所支援の例外的な報酬算定の取扱いについて（特例）**

日頃から、札幌市の障がい福祉行政に多大なる御協力を賜り、また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り御礼申し上げます。

同感染症に係る例外的な報酬算定の取扱いについては、令和 2 年 3 月 6 日付通知（札障第 5727 号。別添 2）により示しており、報酬算定の適否は、事業所から事前にご相談をいただき、個別に判断しているところです。

障害児通所支援は、学校の臨時休業等による影響が大きいため、相談事例も多くいただいているところであり、より迅速な支援提供を推進するため、令和 2 年 3 月 1 日（日）～4 月 12 日（日）までの支援については、事業所の判断による報酬算定を可能とすることとし、札幌市への事前相談は不要とするよう取扱いを変更することといたしますので、下記のとおり通知いたします。

記

**1 事前相談を不要とする特例期間**

令和 2 年 3 月 1 日（日）～4 月 12 日（日）までの支援については、事業所の判断により例外的な報酬算定を行うことを可能とし、札幌市への事前相談は不要とします。

**2 例外的な報酬算定が可能な例**

- (1) 保護者からの希望に基づき、居宅に訪問して療育や相談支援を行う場合
- (2) 保護者からの希望に基づき、電話等により、保護者や児童に対してできる限りの相談支援を提供する場合

※ 支援時間の長短は問いませんが、保護者や児童の支援ニーズに応じた、具体的な支援を提供した場合に対象となります。

※ 事業所の都合による連絡事項の伝達や、単なる状況確認のみの場合は対象となりません。

### 3 例外的な報酬算定を行う場合の事業所における必要な対応

- (1) 当該支援について、給付費として札幌市に請求を行うことや利用者負担が発生することを説明し、支援の提供と内容について、書面等により利用者の同意を得ること。
- (2) 実績記録票に、例外的な報酬算定による支援時間等を記入のうえ、通常どおり、利用者の押印を得ること。
- (3) 例外的な報酬算定に係る支援時間、具体的な支援内容について、書面により記録を作成すること。また、札幌市が求める場合、同意や支援内容に係る記録を提出すること。
- (4) 対象者を一覧表（別添1）にまとめ、支援を行った月の翌月15日までに、障がい福祉課へ電子メールで送付すること。

### 4 留意事項

- (1) 事業所の判断により例外的な報酬算定を行った場合であっても、後に不適切な報酬算定が認められた場合は、返還請求の対象となります。
- (2) 本件は、新型コロナウイルスにより、やむを得ず通所による支援が受けられない場合に、利用者の希望に基づき行う特例的な支援となりますので、利用者の希望がない状況で一方的に電話がけを行い、例月よりも著しく算定日数を増やすことや、保護者への説明や同意が不十分なまま請求を行うなど、不適切な報酬算定は行わないよう十分にご留意ください。

### 5 添付資料

- (1) 例外的な報酬算定対象者一覧表 . . . . . 別添1
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報） . . . 別添2

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市障がい福祉課 給付管理係 TEL：011-211-2938 Fax：011-218-5181 E-mail：sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp
--